11月11日から17日は「税を考える週間」です
～この社会あなたの税は生きている～

e-Tax（イータックス）

①ホームページから簡単申告

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」直接電子申告ができます。

②最高5,000円の税額控除

本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができる措置が平成22年分まで延長されています（ただし、平成19年分から平成22年分までの1回限りの適用です）。

③添付書類が提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました（ただし、確定申告期限から3年間は添付書類の提出または提示を求められることがあります）。

④還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。

◆ご利用いただく前に

e-Taxを始めるには、事前に電子証明書とICカードリーダーライタの準備が必要です。

●電子証明書

公的個人認証サービスに基づく電子証明書を利用する場合、住民票のある市区町村の窓口で、住民基本台帳カード（ICカード）を入手し、電子証明書発行申請書等を提出して電子証明書の発行を受けてください。また、有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。

※手数料がかかります。詳しくは、住民票のある市区町村へお問い合わせください。

●ICカードリーダライタ

家電量販店やインターネット販売などで購入できます。

《お問い合わせ》
和田山税務署　個人課税部門（☎079－672－6050）午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

～相続又は贈与等に係る生命（損害）保険契約等の年金の税務上の取り扱いの変更について～

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取り扱いを改めることとしました。これにより、平成17年分から平成21年分の各年分について所得税を納め過ぎの方につきましては、納め過ぎとなっている所得税が還付となります。

お手数ですが、税務署で「更正の請求」「確定申告」をしていただきますようお願いします。

この取り扱いの変更の対象となる方や所得税の還付の手続きについては、国税庁ホームページをご覧いただくか、税務署にお問い合わせください。

お問い合わせ
和田山税務署（☎079－672－6050）
国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）

こども医療費助成制度について

小学4年生から中学3年生までを対象（所得制限あり）に、入院に係る医療費の自己負担額の1/3を助成しています。医療保険の高額療養費等が給付される場合は、高額療養費等を控除した後の自己負担額から1/3を助成します。

差額ベッド代や食事代等の保険給付の対象とならないもの、他の公費負担医療や日本スポーツ振興センターの災害給付金の給付を受けられる場合は、助成の対象外となります。

◆申請方法

市役所市民課及び各地域局の窓口に次の書類等を持参して申請してください。

○領収書（原本）　○健康保険被保険者証
○振込口座の分かるもの　○印鑑

お問い合わせ　市役所市民課（☎662－3165）